

## 防府市戸別受信機管理要綱

平成21年3月13日制定

(目的)

第1条 本要綱は、防府市同報系防災行政無線管理運用規定に定めるもののほかに、戸別受信機の管理等について定めるものとする。

(貸与条件)

第2条 次の条件により戸別受信機の貸与を行う。

- (1) 本市の自治会であること。
- (2) その他防災行政上または行政上当然必要と判断される場合。

(貸与期間)

第3条 第2条の適合する期間を貸与期間とする。

(貸与品の受領)

第4条 戸別受信機の貸与を受けるものは、これと引替えに戸別受信機借用証(第1号様式)を提出するものとする。

(貸与品の返却)

第5条 次の場合、貸与品は個別受信機返却証(第2号様式)を添え速やかに返却するものとする。

- (1) 第2条の(1)項の自治会及び(2)項の必要と判断したものを廃止したとき。
- (2) 防府市同報系防災行政無線局を廃止したとき。

(被貸与者の義務)

第6条 貸与を受けたものは、次の事項を厳守すること。

- (1) 貸与を受けた戸別受信機は、使用者においてこの保全に留意し、原形を改変してはならない。
- (2) 貸与を受けた戸別受信者が、故障等で使用に耐えられなくなったときは、直ちに防災危機管理課長に報告し指示を受けなければならない。
- (3) (2)において当該故障が被貸与者の故意又は重大な過失によって生じたときは、その相当額を弁償しなければならない。

(管理担当)

第7条 戸別受信機の貸与に関する一切の管理は、防災危機管理課長がこれを

行う。

(貸与台帳)

第8条 防災危機管理課長は、戸別受信機の貸与に関する諸事項を詳細に記入した戸別受信機貸与台帳（第3号様式）を整備し、貸与状況を常に明らかにしておかなければならない。

附 則

この要綱は、平成21年4月16日から施行する。

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式

戸別受信機借用証

1 受信機番号

2 外部空中戦 有 ・ 無

3 その他

上記のとおり借用します。

年 月 日

防府市長あて

住 所

(自治会等)

(施設名等)

代表者名

第2号様式

戸別受信機返却証

1 受信機番号

2 外部空中戦 有 ・ 無

3 その他

上記のとおり返却します。

年 月 日

防府市長あて

住 所  
(自治会等)  
(施設名等)  
代表者名

